

専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により、別紙
のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告します。

令和 7 年 4 月 17 日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

開成町長 山 神 裕

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準を改正する必要があるので、別紙のとおり開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。

開成町条例第14号

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 （1）（略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	（国民健康保険税の減額） 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 （1）（略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数__100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

改正後	改正前
ア～カ （略） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>560,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2・3 （略）	ア～カ （略） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2・3 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。